

不当廉売、1件でも適用

公正取引委員会が「公

共建設工事に係る低価格

入札問題への取り組み」

と題して26日に公表し

た、建設業に対する不当

廉売での警告に波紋が広

がっている。1件の工事

を対象に警告したこと

で、独占禁止法が禁止す

る不当廉売の構成要件に

合わないとの指摘が背景

公取委 大規模工事は
継続性判断しない

にある。

もともと不当廉売の構

成要件は、2004年に

公取委が公表した建設工

事向けも含め、「著しく

下回る対価で継続して供

給し、その他不当に低い

対価で供給」という価格

要件と、「他の事業者の

事業活動を困難にさせる

おそれ」という影響要件

の2つ。これまで価格要

件である継続性が建設工

事向けも含め、今回、1件の工事でも

不当廉売を適用したこと

に、公取委は「価格

要件の（継続性である）

前段ではなく後段部分で

「処分するための構成要

件は厳格」とし、適用の

難しさをにじませてい

る。既に公取委では1件を

対象に不当廉売を適用し

たのはインターネットオ

ークションでの2社があ

るが、建設業は初めて。

公取委は「今後も大規

模な工事について1件で

不当廉売の対象にする

ケースはありうる」とし

ている。ただ警告より重

い行政処分については、

「処分するための構成要